

ボーイスカウト都道府県連盟

理事長 各位

コミッショナー 各位

財団法人ボーイスカウト日本連盟

総コミッショナー 杉原 正

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、スカウト運動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近中学生によるナイフを使用したの殺傷事件が引続いて起きておりますことはご承知のとおりです。

政府は、少年によるナイフを使った凶悪犯罪が連続して起こっていることを重視し、再発防止に向けての取り組みを強化する考えを橋本首相が表明されました。また、閣僚懇談会で、ナイフの販売や携帯の規制を強化しようと協議されている中で「自分はボーイスカウト時代、ナイフを使ったが、そういうナイフはどうなのか。正しく使用する自覚が必要だ」更にその後、記者団に、「この問題は、ナイフの使用を禁止するか、それともきちんと使えるよう指導するかだ」と強調され、「果たして禁止という手段で済むのか。単純に結論は出せない」と、橋本首相は”ナイフ性悪説”に流れがちな議論に一線を画されています。

1954年ごろから、飛出しナイフ等を使った殺人や強盗の凶悪犯罪が多発し、60年代に入って、政治家をターゲットとした刃物を使ったテロ事件が相次ぎ、刃物に対する規制強化の世論が高まりました。その中で飛出しナイフは、刃の長さにかかわらず所持禁止となりました。その後”ナイフを使わせない”との風潮の中でボーイスカウトでは、ナイフを含めた刃物について”正しく使う”、”取扱の安全に気をつける”、”野外活動等で必要な時以外は携帯しない”、”携帯する時はリュックサックなどに入れる”など、教育的配慮と指導を続けながら対応して、今日に至っております。

最近の一連の少年の事件は、この種の凶悪犯罪が今後誘発される危険をはらんでいると思われれます。この状況のもと、刃物等の販売や所持、携帯の規制が強化され「銃砲刃剣類所持等取締法」や「軽犯罪法」また、都道府県単位での「青少年の保護育成に関する条例」等の「有害玩具」の指定や罰則規程が一層厳しくなることが予想され、法律による取締が強化されるでしょう。

スカウト運動では、野外活動におけるプログラムなどで、用途に即した刃物類(ナイフを含む)を道具として使用することが多いのが現実であります。この現実を踏まえて、改めてスカウト運動に於ける刃物類の取扱い、特

に所持と携帯についての確認事項を、次のとおりご通知申し上げますので、都道府県連盟各指導者を通じてスカウト・指導者・保護者各位に周知下さるよう、お願い申し上げます。

貴連盟におかれましては、今後ともあらゆる機会、特に日本ジャンボリー等の行事を活用して、繰り返し刃物類の所持と携帯並びに安全使用や管理の指導に万全の処置を貴職を通じて講じられるよう、重ねてお願いいたします。

なお、今後法律の運用強化などで、さらなる対応の必要が生じた時は、改めてご通知させていただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

<安全(使用上)の注意>

- 刃物は用途に適した安全な使い方をする。
- カブスカウトの工作等で使用する小刀等についても、同様の取扱をする。
- 使用上の諸注意については、スカウトのハンドブックやリーダーハンドブックを十分参考にして行なう。
- 自分以上に他の人への安全について十分な気配りをする。
- 刃物の受け渡しについては、安全上の確認を行なう。
- 使用後は、サヤやケースのあるものは、その中に収納し、保管する。
- 個人のもものは、各人が責任をもって保管・管理し、班の備品となるものは、班長のもと、備品管理担当者を決め、保管又は管理する。
- 指導者訓練などの機会を通じて、その指導の徹底を図る。

<刃物の購入及び販売>

- スカウト活動上に必要な刃物(ナイフ・オノ・ナタ等)は、需品部(スカウトショップ)で購入することを原則とする。本人の技術・技能・能力を超えた機能(刃の長さなど)のあるものは購入しない。
- 購入にあたっては、保護者及び指導者が関与する。
- 販売にあっては、加盟登録証の提示及び、団(隊)名、氏名、住所などを記録として保管することとする。
- その際、保護者・指導者の承認を確認する。

<刃物の所持>

- 銃刃法、軽犯罪法、青少年の保護育成条例等に基づく基準を超える物は所持しない。

- 今後、上記の法律による規制や改正については、指導者は十分な知識を持ち、スカウトや保護者に対して、指導を行なう。
- 指導者訓練などの機会を通して、主旨を徹底する。

<刃物の携帯>

- スカウト活動の為(刃物を必要とする活動の場合のみ)であれば、都道府県連盟需品部(スカウトショップ)等で販売されているナイフ・ナタ・オノは、携帯することができるが、スカウト活動以外のときは携帯しない。
- 個人で所有している刃物は、学校などへは携帯しない。
- スカウト活動で刃物を携帯する時は、リュックサックまたはハバザックなどに安全を確認して納める。(飛行機を利用する時は、機内への持ち込みとはせず、預ける荷物に入れる)

<その他>

- 刃物の所持と携帯については、別紙:ポイスカウト大阪連盟発行”野外活動の安全Q&Aの《刃物の安全と銃刃法》を参照して、適切な対応に心掛けて下さい。
- 都道府県単位での”青少年保護育成条例””青少年健全育成条例”などは、その条例内容に差異があり、特に今回は「有害玩具」として取扱に差異が生じますので、各都道府県連盟に於いて、十分な対応をお願いいたします。

以上

[補足資料] ポイスカウト大阪連盟発行 「野外活動の安全 Q&A」から

46、刃物の携帯と銃刃法

Q. 質問

刃物を所持、携帯については、法律上の規制がありますが、どの様な刃物につきどの様な規制があるのか、説明して下さい。

A. 答え

1、規制

刃物の所持と携帯については、銃砲刃剣類所持等取締法と、軽犯罪法という法律によって規制がなされています。法律は「所持」することと「携帯」することを区別して規制しています。

スカウト活動で使用するナタ・オノ・ナイフは刃剣類には該当しませんので、ナタ類を「所持」することは禁止されていません。

ナタ・オノ・ナイフを業務その他正当な理由なく「携行」することは禁止されています。しかし、「スカウト活動の為」携行することは、認められています。

「スカウト活動の為」というのは、刃物を必要とする訓練、活動の場合を指します。刃物を必要としない活動の場合は、携行してはいけません。携行が認められる場合でも、刃物を使用する場所への往復途上では、刃物は必ずハバザックあるいはリュックサックにしまい、刃物がおもてにあらわれないようにします。

2、よりくわしく

(1) 自由に携行できる刃物

刃体の長さが6cmを超える刃物は、業務その他正当な理由による場合を除いては、携行してはならない。政令で定める種類、又は形のものについてはこの限りではない、とされています（銃砲刃剣類所持取締法第22条）。これを整理しますと、次の刃物は正当事由がなくとも自由に携帯することが認められています。

刃体の長さが6cm以下の刃物は、正当な事由がなくとも自由に携行できます。ただし、飛出しナイフは例外で、禁止されています。

刃体の長さが6cmを超える刃物でも、次のものは正当な事由がなくとも携行できます。

➤ ハサミ

刃体の長さが8cm以下のものは携行できます。

刃体の長さが8cmを超え、その先端部が著しく鋭く、かつ刃が鋭利なハサミは禁止。

➤ 果物ナイフ

刃体の長さが8cm以下で、刃体の厚みが 0.15 cm 以内で、刃体の先端が丸みを帯びたものは携可。

➤ 折たたみ式ナイフ

刃体の長さが8cm以下のものは携行できる。

8cmを超えるものでは、刃体の幅が 1.5 cm 以内で、刃体の厚さが 0.25 cm 以内、かつ開いた刃体をさやに固定させる装置を有しないものは、携行してもよい。

➤ 切出しナイフ

刃体の長さが7cm以下で、刃体の幅が 2 cm 以下、かつ刃体の厚みが 0.2 cm 以下は携行してよい。

(2) 刃体の長さの定義

(省略 野外活動の安全 Q&A をご覧いただくか、関係書籍を見て下さい。)

3、「携行」の意味は、日常生活を営む自宅以外の場所で、手に持つか、又身に帯るなど、直ちにこれを使用しうる状態で携えていることを言います。

参考: 中島治康「銃砲刃剣類等の取締り」52 頁 警察時報社